

第109回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年7月14日（木）

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【6/20～ 感染警戒対策期（レベル1）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
7月13日現在	7月12日現在	7月13日現在	7月12日現在
2244人	1883人	975人	858人

7月 累積新規感染者数		6月 累積新規感染者数
7月13日現在	7月12日現在	
3105人	2525人	2702人

指 標	7月13日現在	7月12日現在
① 確保病床使用率	17.3% < 入院患者47人 / 病床271床 >	17.0% < 入院患者46人 / 病床271床 >
② 重症確保病床使用率	0.0% < 重症者数0人 / 病床30床 >	0.0% < 重症者数0人 / 病床30床 >

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上

参 考 指 標	○ 療養者数（対人口10万人）	10万人当たり 270.7人 < 2572人 [入院76人、宿泊療養等2496人] >	10万人当たり 228.2人 < 2168人 [入院75人、宿泊療養等2093人] >
	○ 直近1週間の累積新規感染者数 （対人口10万人）	10万人当たり 236.1人 < 直近1週間（7/7～7/13）2244人 >	10万人当たり 198.2人 < 直近1週間（7/6～7/12）1883人 >

香川県の感染者の状況等 (7/13発生分) n=580人

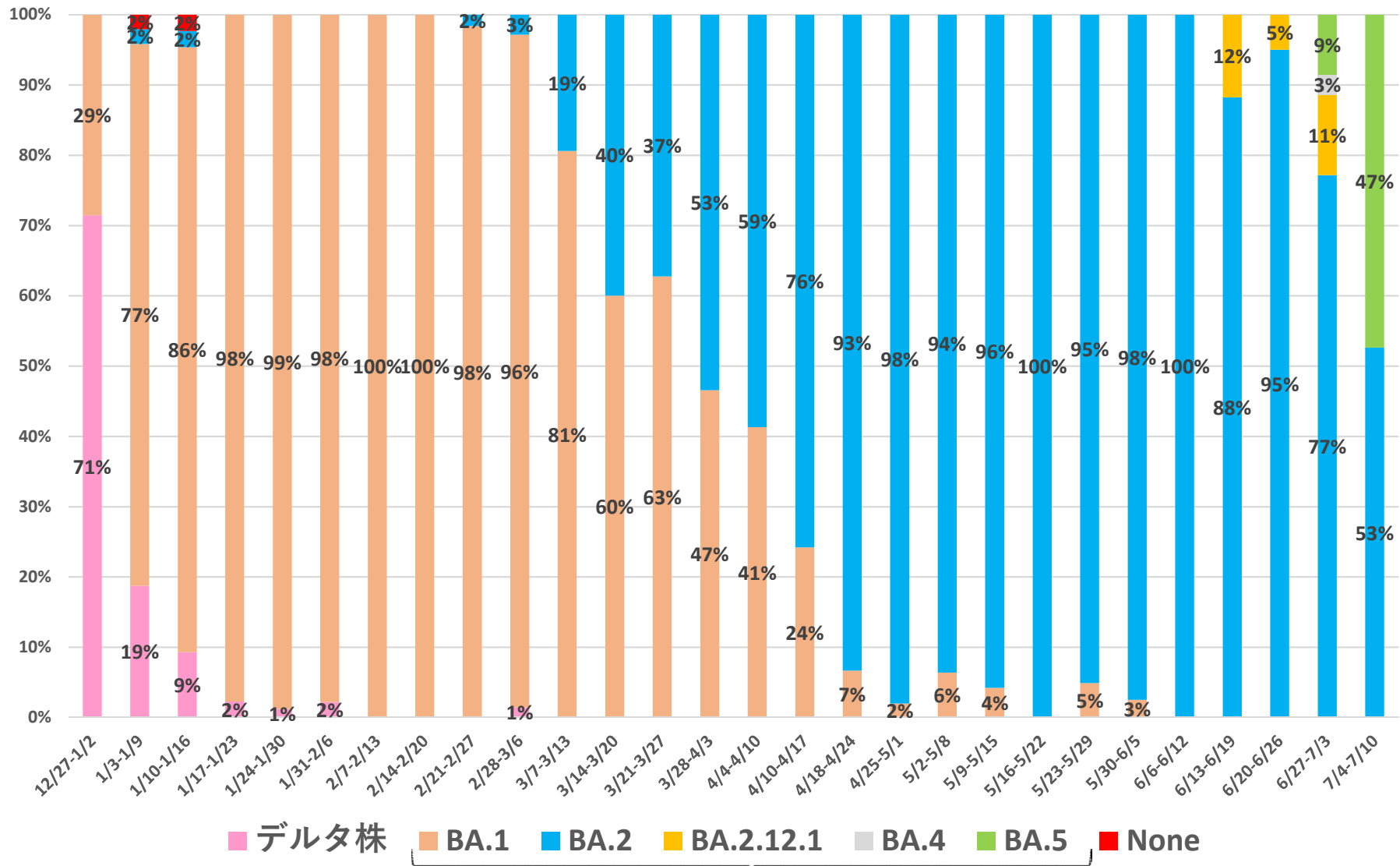
○性別		
男	291人	50%
女	289人	50%
計	580人	100%

○年代		
10歳未満	82人	14%
10歳代	105人	18%
20歳代	84人	14%
30歳代	72人	12%
40歳代	97人	17%
50歳代	48人	8%
60歳代	34人	6%
70歳代	36人	6%
80歳代	15人	3%
90歳以上	7人	1%
計	580人	100%

○居住地					
高松市	306人	52.8%	東讃管内	51人	(8.8%)
中讃管内	145人	(25.0%)	さぬき市	33人	5.7%
丸亀市	62人	10.7%	東かがわ市	7人	1.2%
坂出市	20人	3.4%	三木町	11人	1.9%
善通寺市	13人	2.2%	直島町	0人	0.0%
宇多津町	12人	2.1%	西讃管内	72人	(12.4%)
綾川町	6人	1.0%	観音寺市	31人	5.3%
琴平町	11人	1.9%	三豊市	41人	7.1%
多度津町	12人	2.1%	小豆管内	6人	(1.0%)
まんのう町	9人	1.6%	土庄町	5人	0.9%
			小豆島町	1人	0.2%
			県外	0人	0.0%
			国外	0人	0.0%
			計	580人	100.0%

変異株の置き換わりの状況（検体採取日ベース）

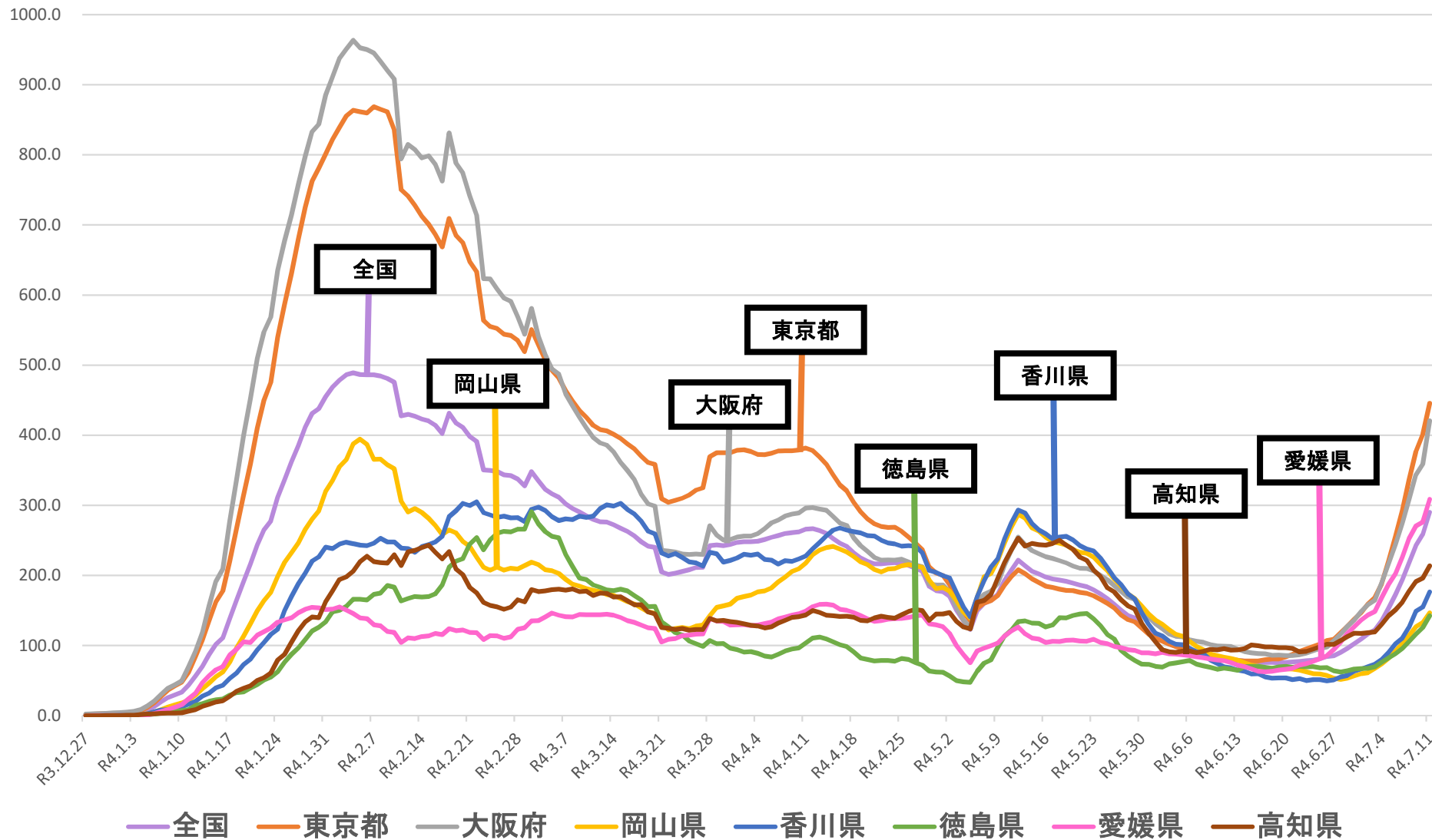
資料 1 - 3



オミクロン株

※過去2週間程度の入院事例や新たなクラスター事例等から検査対象を40事例程度サンプリングしたものを分析

全国、東京都、大阪府、岡山県、四国4県
直近1週間の累積新規感染者数(人口10万人当たり):R3.12.7~R4.7.11



直近 1 週間の累積新規感染者数（人口10万人当たり）と確保病床使用率の関係：R4.4.1～R4.7.13



「感染拡大防止特別注意報」 知事から県民の皆さまへの緊急メッセージ

現下の全国的な感染状況については、オミクロン株 B A. 2 系統から B A. 5 等の系統への置き換わりが進んでおり、過去最多の新規感染者数を記録する地域も見られるなど、急速に感染が拡大しております。

本県においても、6 月下旬以降、前週の同じ曜日と比較して、新規感染者数が増加する日が続いており、昨日 7 月 13 日には、新規感染者数が過去最多の 580 人となり、全国と同様の状況にあると考えております。

また、医療提供体制について、確保病床使用率は 7 月以降、増加傾向にあり、現時点では 20% を下回っているものの、このまま感染の拡大が続くと、短期間のうちに 20% を超え、さらに上昇することが想定されることから、香川県対処方針に基づき、7 月 15 日から対策期を 1 段階引き上げ、「感染拡大防止対策期」に移行することとし、より一層、感染拡大の防止に努めていくこととします。

これから三連休や夏休みを迎え、人と人との接触機会の増加も予想されることから、「感染拡大防止特別注意報」として、県民の皆さまには、日常を取り戻していく状況の中にあっても、次のとおり、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

【感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が^{かなめ}要】

- ・ 三つの密の回避や、人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用など基本的な感染防止策を徹底してください。
(熱中症防止のため、必要がないときはマスクを外してください。)
- ・ 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒を徹底してください。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」や、食堂、社員寮など「集団生活の場」でも対策を講じてください。
- ・ 発熱・のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えてください。
- ・ 感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用していただき、会話時は、マスクを着用してください。

また、感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を 8 月末まで延長して実施しますので、積極的にご利用いただくようお願いいたします。

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いいたします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行っていただくなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いいたします。

学校や部活動におけるクラスターが、多く発生していることから、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いいたします。

国の専門家会議において、国内では多くの感染が、換気が不十分な屋内等で起きており、感染経路も飛沫が粘膜に付着することやエアロゾルの吸入、接触感染等を介しているとの分析がなされていることから、特に、施設や職場、事業所内の換気を徹底するよう、ご理解とご協力をいただくようお願いいたします。

ワクチン接種について、追加接種（3回目）には、低下した発症予防効果などを回復させる効果があり、オミクロン株に対する有効性も回復し、コロナ後遺症のリスクが低いとの報告があることなどが、国において示されていますので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

さらに、60歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方などについては、4回目接種の対象となっており、各市町において接種が開始されていますので、4回目接種についても、ご検討をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年7月14日

香川県知事 浜田 恵造



感染拡大を止めるには
一人ひとりの意識が^{かなめ}要



- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用（熱中症防止のため、必要がないときはマスクを外して）
- 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒
- 休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」や食堂、社員寮など「集団生活の場」でも対策を
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用、会話時はマスクを着用

大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページを
ご覧ください。



**感染拡大防止対策期における
対策について
(7月15日～8月7日)**

令和4年7月14日

香 川 県

1 県民への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請

※夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨

【別添1】：気をつけていただきたいこと

【別添2】：屋外・屋内でのマスク着用及び子どものマスク着用について

- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請

1 県民への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避け、会食は2時間以内とするよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合を除く）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請

【別添3】（省略）：業種別ガイドライン

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

【別添4】：新型コロナウイルス接触確認アプリ

2 事業者への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添3】 (再掲) : 業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添5】 : 今後における適切な感染防止策
【別添6】 : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添7】 : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請

2 事業者への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を除く）
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

3 イベント等の開催 (法第24条第9項)

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添8】：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

芸術祭 2022 の夏会期に向けた対応について

令和 4 年 7 月 14 日

8 月 5 日からの夏会期においても、引き続き、本年 3 月に策定した「瀬戸内国際芸術祭 2022 新型コロナウイルス感染症対策の指針」に沿って、飛沫の抑制や手洗い・消毒、換気、密集の回避など、基本的な感染対策を徹底するとともに、島ごとの状況に応じて、来場者の検温及び体調確認や有症状者の発生時の対応等を適切に行う。

また、感染者数が増加傾向にあることなども踏まえ、会場の多くが医療体制の脆弱な離島であることを十分考慮し、次のとおり対策を強化する。

1 高松港における感染対策の強化

- 協賛企業から提供を受けた高性能の検温機を、新たに、高松港旅客ターミナルビル 1 F の高松港総合案内所に設置して、本土側での検温等の体制を強化する。
- また、多くの来場が見込まれる会期中の土日祝日などには、熱中症対策も兼ねた加湿・通気対策として、新たに、屋外の乗船待機列付近などにミストファンを設置する（設置場所等は調整中）。

2 来場者への周知の強化

- 発熱や風邪の症状がある場合は来場を控えることや、できるだけワクチン（3 回）接種又は陰性確認を行った上で来場することなどを、公式ウェブサイトや SNS を通じて発信する。
- また、会期中は、マスクの適切な着用（屋内では基本的に着用する、屋外でも会話をする場合は着用するなど）を徹底することを、公式ウェブサイトや案内所スタッフ等を通じて周知する。

3 関係機関等への協力要請

- 夏会期に向け、改めて、大勢の来場者が利用する地域の交通機関や宿泊施設、飲食店等に対して、それぞれに対応する感染拡大予防ガイドラインの遵守など必要な対策が講じられるよう、地元市町や関係団体等を通じて協力要請を行う。

4 その他

- 屋内作品のサーキュレーターの新設を行い換気を強化する（調整中）。
- 接触機会の低減等を図るため、来場者の連絡先の把握をオンライン（案内所等に掲示した QR コードの読み込み等）で行うことを基本とする。
- 夏会期からの新規作品の感染対策に係るチェックを徹底する。
- 現場での多言語の周知を強化する（ホームページ等は多言語対応済）。

○学校における対応について

7月15日(金)から8月7日(日)の間、下記のとおり対応し、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 毎日の健康観察を行うことや、熱中症対策を踏まえつつ適切にマスクを着用すること、発熱など普段と違う症状がある場合は外出を控えること、外出時には感染リスクの高い行動を控えることなど、夏休みの生活を含め児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を配布し、感染症対策の徹底を児童生徒等に促すこと。
- 夏休みの期間を含め、感染者及び濃厚接触者等に特定された場合は、本人や保護者から学校へ速やかに連絡するよう協力依頼し、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- 夏休みの期間を含め、児童生徒・教職員は、風邪症状等がないか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校等を控えるよう周知すること。
- ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないように留意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については、欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。
- 夏休みまでの間、児童生徒等に感染が判明した場合は、抗原定性検査（特別支援学校はPCR検査）による「学校感染対策検査実施事業」を行うとともに、別添により、感染者数や、同一学級におけるこれまでの感染状況に応じて、迅速に学級閉鎖等の臨時休業を行うなど、学校医と相談の上、感染拡大の防止を図ること。
- 夏休み期間中の補習や学校行事などの登校日においても、通常の授業日に準じた感染症対策を図ること。

【部活動について】

区 分		実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	○
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×(※)
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

- ・練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理など「部活動実施マニュアル」を遵守し感染症対策を徹底する。
- ・「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じる。
- ・県内外での宿泊を伴う活動(オ)は、全国大会等の上位大会に出場する部活動及び宿泊・交通機関等を予約済のものを除いては行わない。実施する場合も、活動地域の感染状況等を踏まえ、校長が計画等を確認したうえで実施の可否について慎重に判断することとし、移動や宿泊等にあたっての留意点を取りまとめた「感染症対策チェック表（部活動宿泊編）」に従う。(※)
- ・原則として、部活動で活動した生徒等に感染が判明した場合は、学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わない。大会等への参加（ウ、エ）については、大会主催者が定める参加基準に従うとともに、抗原検査等で陰性を確認し、健康観察を徹底のうえ、参加を認める。
- ・同一部活動で3人以上の感染が判明した場合は、原則として、自校のみの練習(ア)、県内外の他校との交流(イ、カ)については、2日間活動を停止する。
- ・同一部活動で5人以上の感染が判明した場合は、上記の練習等（ア、イ、カ）の停止期間を3日間とし、その再開にあたっては、あらかじめ抗原検査等を行い、陰性を確認する。

【特別活動等について】

- ・修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案したうえで、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、入念な健康観察をはじめ適切な感染防止策を十分に講じること。
- ・五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。

県立学校（中学校・高校）における学級閉鎖等の臨時休業と検査の実施について

学級内で感染者が判明
⇒感染者は、出席停止



○下記の基準により学級閉鎖等の臨時休業を実施

同一学級での感染状況	感染者数	休業日数
4日以内に感染者なし	1人	1日
	2人以上	2日
4日以内に感染者あり	1人	2日
	2人以上	3日

(感染の拡大状況によっては、学年閉鎖や学校全体の臨時休業を行う。)

○抗原定性検査キット（学校感染対策検査実施事業）による検査を実施

⇒陽性と判定された生徒等は、医療機関を受診



状況を確認したうえで再開

※ 特別支援学校については、原則3日の臨時休業とPCR検査を行う。

感染拡大防止

対策期

(7月15日～8月7日)

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク必要なし

マスク着用推奨

会話をする



マスク必要なし

マスク必要なし

会話をほとんど行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク着用推奨

マスク着用推奨

会話をする



会話をほとんど行わない

マスク必要なし

マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
 においては、マスクを着用する必要はありません。
 また、就学前のお子さんについては、
 マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面



屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、
 プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
 いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
 大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

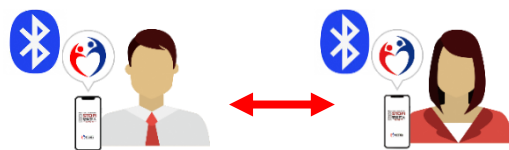


*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

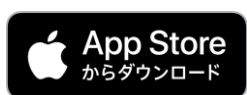
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

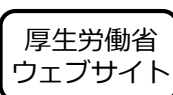
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

今後における適切な感染防止策

別添5

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
三つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

新型コロナウイルス うつらない、うつさない
飲食事業者の皆様へ
店舗等での感染防止策の確実な実践

◎ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証取得を！

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

- ・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける
（「かがわ安心飲食認証店」を除く）
- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスクを着用
- ・ 適切な換気

イベント等の開催に係る留意事項

【イベント等の開催制限】

	収容率 ※1	人数上限 ※1
大声なし	100%以内 ※2	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方 (感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は収容定員まで)
大声あり	50%以内 ※3	

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料（別紙4）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。【省略】別紙2・参考資料（別紙4）
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3